

(再評価)

資料5—7—①
関東地方整備局
事業評価監視委員会
(平成25年度第9回)

新宿若松地方合同庁舎

平成25年12月9日

国土交通省 関東地方整備局

◆立地概要



◆目次

1. 事業概要

- I 事業の目的
- II 事業の背景及び経緯
- III 事業の計画概要

2. 事業継続の妥当性

- I 事業の進捗の状況及び見込み
- II 社会経済情勢等の変化

3. 対応方針(案)

4. 既存施設への対応

1. 事業概要 I 事業の目的

東京23区内に所在している国の行政機関の移転・再配置を行い、老朽や狭隘が進み分散している庁舎を集約立体化することにより、国有財産の有効活用を図ると共に、国民の利便性向上、公務能率の増進等を図る。



1. 事業概要 I 事業の目的

- 施設の老朽化が進んでいる。
- 現行の耐震基準における耐震性能が不足している。
- その他業務上必要となる機能に不備がある。

施設名称	所在地	建築年次	不具合状況 ※	延床面積	備考
四谷税務署	新宿区	1967年	老朽、狭隘、 施設の不備 (耐震性の不足)	2,911㎡	
関東管区行政評価局 東京行政評価事務所	新宿区	1977年	老朽、 施設の不備 (耐震性の不足)	1,264㎡	新宿地方合同庁舎に入居
関東地方整備局 東京第一営繕事務所			老朽、 施設の不備 (耐震性の不足)		
警視庁第八機動隊	新宿区	1977年	施設の不備 (耐震性の不足)	10,206㎡	
警察庁(一部)	—	—	分散、施設の不備	—	
	—	—	借用返還、分散、 施設の不備	—	

※新規採択時評価時の不具合状況

1. 事業概要 I 事業の目的

既存庁舎 現況写真



四谷税務署



新宿地方合同庁舎



警視庁第八機動隊

1. 事業概要 II 事業の背景及び経緯

■ 国有財産の有効活用のため、財務省の有識者会議より提案された 東京23区内に所在する庁舎の移転・再配置計画

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日、閣議決定)
・一般庁舎・宿舎、未利用国有地等の売却・有効活用を促進することとされた。

「国有財産の有効活用に関する報告書」(平成19年6月15日)
(財務省:国有財産の有効活用に関する検討、フォローアップ有識者会議)
・東京23区内に所在する庁舎の移転・再配置計画を提案。

「閣僚懇談会における財務大臣発言」(平成19年6月19日)
・報告書で提言された移転・再配置を着実に進めるため関係閣僚の協力を要請。

国土交通省 新宿若松地方合同庁舎整備事業を事業採択(平成21年4月)

1. 事業概要 Ⅲ 事業の計画概要

■ 計画概要

- ・事業地 東京都新宿区若松町19-1
- ・敷地面積 24,140m²
- ・延床面積 32,872m²
- ・規模、構造 鉄筋コンクリート造
地上7階 地下1階建 外
- ・施設整備期間 平成21~28年度
- ・事業費 約133億円

2. 事業継続の妥当性 I 事業の進捗の状況及び見込み

		新規採択				再評価			
新規採択時	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	敷地調査								
	検討業務・設計								
	工事								

		新規採択				再評価
再評価時	年度	H21	H22	H23	H24	H25
	敷地調査					
	設計					
	工事					

H21.9.29 閣議決定
「平成22年度予算編成の方針」

平成22年度予算概算要求見送り
H21.10.15

大井合同庁舎整備事業の中止決定
H25.4.16

中央合同庁舎第4号館整備事業の中止決定
H24.9.7

2. 事業継続の妥当性 II 社会経済情勢等の変化

H21.9.29 閣議決定「平成22年度予算編成の方針について」(抜粋)

各大臣は、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うこととする。



出先機関改革の検討が進められているなかで、以下を満たす事業について整備を実施する。

- ①整備の緊急性が真に高い事業(耐震安全性に問題がある現庁舎の面積割合が高く緊急性が高い)
- ②入居官署の見直しにより無駄を生じさせないよう対応できる事業



②入居官署の見直しにより無駄が生じないよう対応することは可能だが、①耐震安全性に問題がある現庁舎の面積割合が比較的高くなく、整備の緊急性が真に高い事業とは言えない。



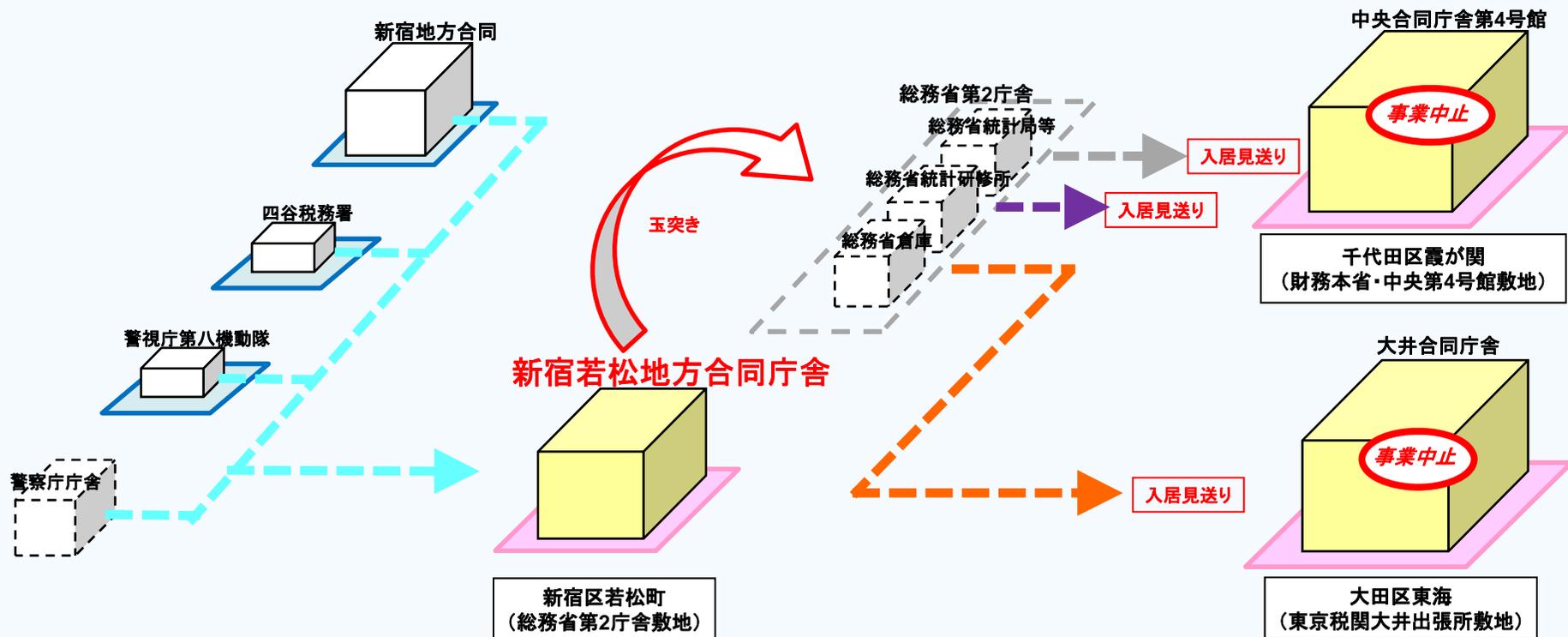
平成22年度予算概算要求見送り(平成21年10月15日)

2. 事業継続の妥当性 Ⅱ 社会経済情勢等の変化

中央合同庁舎第4号館整備事業について中止の対応方針が決定(H24.9月)

中央合同庁舎第4号館整備事業に移転を予定していた総務省第2庁舎については、耐震改修等を行うことにより既存施設を継続して使用する。

本事業は、総務省第2庁舎跡地において庁舎新営を行う計画であることから、用地が確保出来ない。

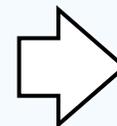


2. 事業継続の妥当性 II 社会経済情勢等の変化

事業計画の効果(B1及びB2)の発揮見込みの評価

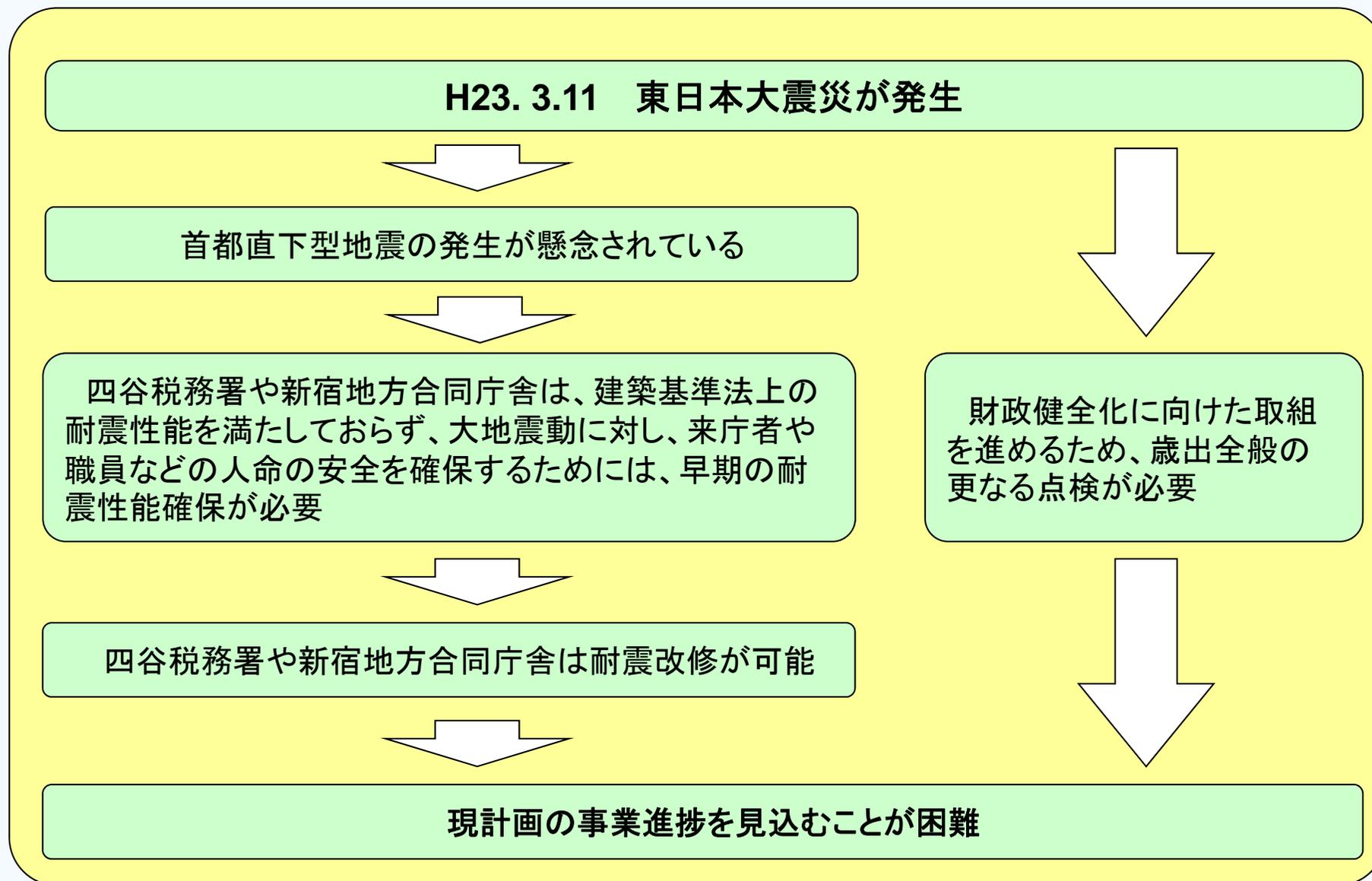
分類		評価項目	評価	
位置	B1	用地の取得・借用	0.5	用地取得・借用の見込みが立たない。
		災害防止・環境保全	1.0	自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障は全て技術的に解消できる見込みである。
		アクセスの確保	1.1	施設へのアクセスは良好である。
		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合性	1.0	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。
		敷地形状等	1.0	敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。又は建設までにそういう状況になる見込みである。
規模		建築物の規模	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模となっている。
		敷地の規模	1.0	建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。
構造	B2	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)	1.0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。
		社会性、環境安全性及び機能性(施策に基づく付加機能に該当する部分)	1.1	
評 点 (各項目毎の評価を全て掛け合い×100倍)			60.5	≦100

60.5点 ≦ 100点



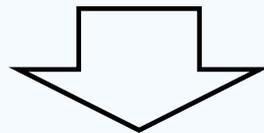
事業計画の効果が見込まれない。

2. 事業継続の妥当性 II 社会経済情勢等の変化



3. 対応方針(案)

- ・新営用地の取得が困難なため、「事業の必要性等」の要件を満たしていない。
- ・財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の更なる点検が必要である。
- ・来訪者等の安全を確保する必要があることから、建築物の耐震化対策は政府全体の緊急の課題である。



現計画の事業進捗を見込むことが困難であり、
事業を中止と判断する。

■既存庁舎の改修等を行うことにより、早期に耐震性能の確保を図るなど、不具合状況の改善を行っていく。

4. 既存施設への対応

入居予定官署について

現状

- ・四谷税務署や新宿地方合同庁舎は、建築基準法に基づく耐震安全性能を満たしておらず、早急な耐震性能確保が必要。
- ・既存施設のその他の不具合状況(老朽、狭隘、分散、借用返還、その他の施設の不備)。

対応

- ・来庁者や職員などの人命の安全を確保するため、まずは早期に耐震安全性の確保を図るための、既存施設の改修を行う。
- ・既存施設の改修等を行うことにより、老朽等の不具合状況の改善を行っていく。